

資料 1 - 2

< 参考資料 >

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

令和 2 年 6 月

水管理・国土保全局 水政課

河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う**区間主義**によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、**水系一貫主義**の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)**に係る河川で国土交通大臣が指定する**一級河川**、**一級水系以外に係る河川**で都道府県知事が指定する**二級河川**、これらの河川以外で市町村長が指定する**準用河川**に区分されている。

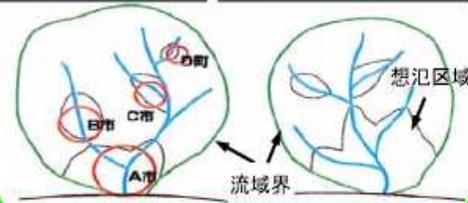
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

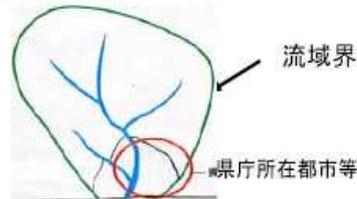
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

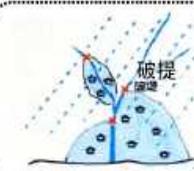


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



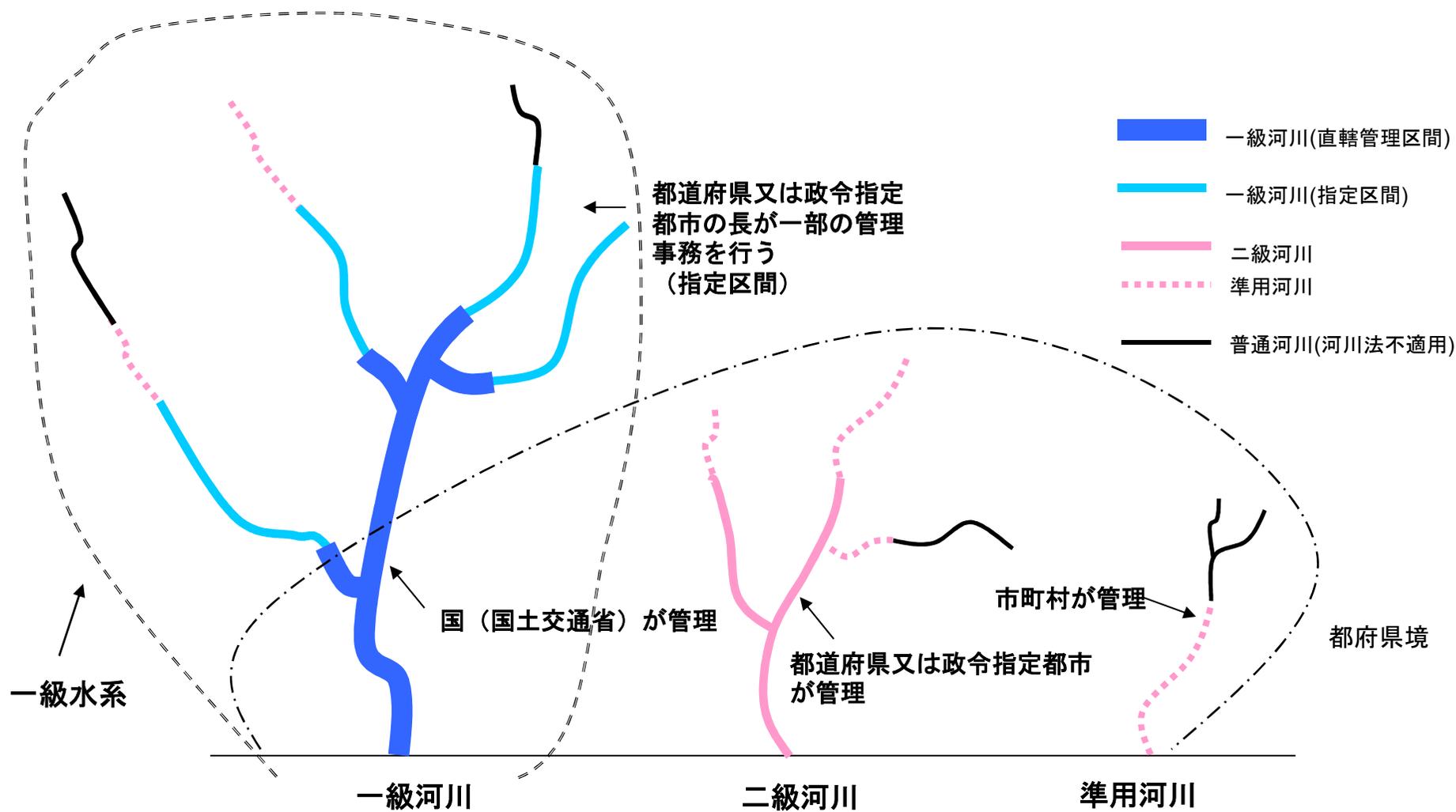
洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



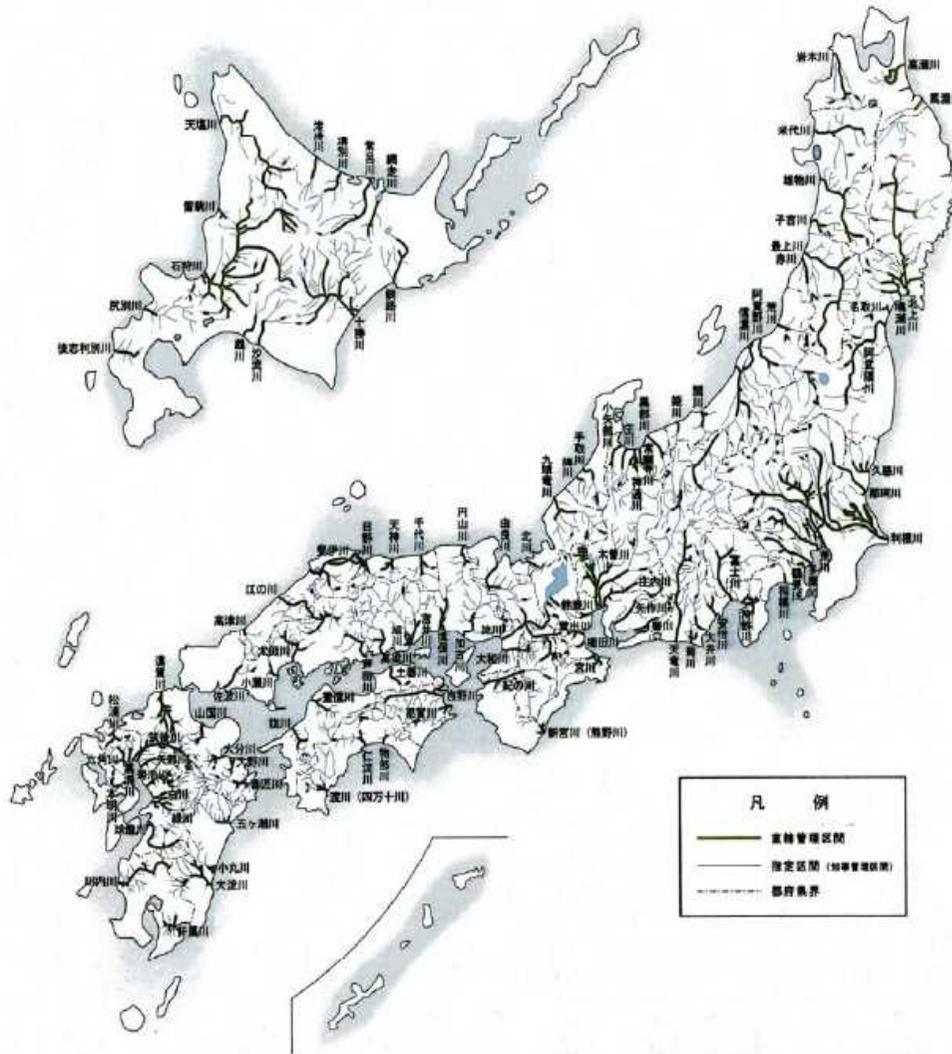
国による抜本的な洪水対策を実施

河川の管理区分について(イメージ図)



一級水系一覽

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川	37	姫部川	73	江の川
2	塩川	38	黒川	74	の津川
3	通別川	39	常願寺川	75	吉井川
4	常呂川	40	神通川	76	旭川
5	網走川	41	神庄川	77	梁田川
6	留萌川	42	小矢部川	78	高田川
7	石狩川	43	手取川	79	芦田川
8	後志川	44	梯川	80	太田川
9	釧路川	45	狩野川	81	小佐川
10	流川	46	富士川	82	瀬野川
11	釧路川	47	安土川	83	那賀川
12	釧路川	48	大井川	84	土器川
13	釧路川	49	大井川	85	重信川
14	釧路川	50	天竜川	86	物部川
15	釧路川	51	天竜川	87	濃部川
16	釧路川	52	矢作川	88	濃部川
17	釧路川	53	庄内川	89	濃部川
18	釧路川	54	木曾川	90	濃部川
19	釧路川	55	木曾川	91	濃部川
20	釧路川	56	雲出川	92	濃部川
21	釧路川	57	雲出川	93	濃部川
22	釧路川	58	宮田川	94	濃部川
23	釧路川	59	宮田川	95	濃部川
24	釧路川	60	宮田川	96	濃部川
25	釧路川	61	宮田川	97	濃部川
26	釧路川	62	宮田川	98	濃部川
27	釧路川	63	宮田川	99	濃部川
28	釧路川	64	宮田川	100	濃部川
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	番匠川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	川内川水系
				109	肝川水系

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$ ……等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $1/2$ (河川改修工事)、
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、
 $2/3$ 又は $5.5/10$ 等・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取
(河川法第4条第3項)

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)

・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



・官報告示(河川法第4条第5項)

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	子吉川	しみずがわ 清水川	秋田県 (由利本荘市)	新規	増 1.4km	子吉川水系子吉川では、古くより度々、河岸の欠壊、氾濫による被害を受けており、抜本的な治水計画として、昭和62年に鳥海ダム建設が計画されたものである。鳥海ダムは、その後、洪水調節のみならず正常流量の確保、水道用水の確保を目的として位置付けられ、調査、検証、評価等を経て、平成30年12月に基本計画が告示された基本計画により、ダムの影響区間が確定したため、その区間内の河川について一級河川の指定(国管理)(新規)を行うものである。	—
		やしきさわがわ 屋敷沢川			増 0.7km		
		つなぎさわがわ 繋沢川			増 0.6km		
		たなかざわがわ 田中沢川			増 0.6km		
		ぼうむらさわがわ 棒村沢川			増 1.0km		
		やまのさわがわ 山ノ沢川			増 0.4km		
		しだみさわがわ シダミ沢川			増 2.8km		
		なかたしろさわがわ 中田代沢川			増 1.8km		
②	利根川	ぬくいがわ 温井川	群馬県 (藤岡市)	変更	減 0.4km (5.7km)	利根川水系温井川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、圃場整備事業と連携して河川改修工事を行い、上流部の河川流路が変更となったことから、一級河川の指定の変更(上流端の変更)を行うこととする。	○
③	天竜川	まえだがわほうすいろ 前田川放水路	長野県 (塩尻市)	新規	増 0.4km	天竜川水系前田川では、河道の断面不足により度々発生する氾濫対策として、洪水の一部を小野川へ流すための放水路整備を進め、令和元年度に完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。	○

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
④	木曾川	しんぼりがわ 新堀川	岐阜県 (瑞穂市)	変更	減 0.01km (2.4km)	木曾川水系天王川では、犀川遊水地事業の一環で、遊水地に貯留した水を排水機場からスムーズに長良川へ排出するための拡幅工事・分水路の整備を行い、これが平成30年度に完成した。これに伴い、木曾川水系新堀川及び高野川が天王川へ合流することとなったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○
		たかのがわ 高野川			減 0.7km (0.3km)		
⑤	木曾川	いしだがわ 石田川	岐阜県 (山県市)	変更	—	木曾川水系鳥羽川では、河道の断面不足を解消させるため、鳥羽川と新川の間にある中堤の撤去、三田又川のサイホンの解消等の工事を行い、この工事が令和元年度に完成した。この工事に伴い、木曾川水系石田川が鳥羽川へ合流することとなることから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○
⑥	斐伊川	きゅうかがわ 旧加茂川	鳥取県 (米子市)	その他 (名称変更)	—	鳥取県米子市の斐伊川水系旧加茂川は、治水対策として加茂川で分水路(長砂町)が整備された後、旧加茂川となったが、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「加茂川」とするため、一級河川の指定、指定の変更及び廃止を行うこととする。 ※整備された分水路の区間(現加茂川)は新加茂川として指定し、旧加茂川は廃止し、旧加茂川より分派している旧加茂川放水路は、加茂川放水路として指定の変更を行うこととする。	○
		しんかがわ 新加茂川			—		
		かがわほうすいろ 加茂川放水路			—		
		ひがしやまがわ 東山川			—		
		ごとうがわ 後藤川			—		
						合流点の名称変更に伴う変更	

注) 「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の河川の指定等後の延長(km)である。

1 令和元年7月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,066河川
河川延長	88,100.7km

2 今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	9河川	9.7km
(2) 延長減	3河川	△1.2km
(3) 延長増減なし	1河川	—
(4) その他(名称変更)	5河川	—

合計 18河川 8.5km

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,075</u> 河川
河川延長	<u>88,109.2</u> km

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号
 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、同条第五項及び河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。
 令和 年 月 日

表一 子吉川水系

指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	区分
清水川	中田代沢川	棒村沢川	シダミ沢川	山ノ沢川	田中沢川	繫沢川	屋敷沢川	名称	区分
由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上二十四番六地先	右岸 由利本荘市鳥海町百宅字中田代四十三番地先 左岸 同市同町百宅字中田代四十三番地先	由利本荘市鳥海町百宅字前沢山二十一番地先	由利本荘市鳥海町百宅字大亦十番地先	右岸 由利本荘市鳥海町百宅字杉峠六番五地先 左岸 同市同町百宅字同字七番一地先	右岸 由利本荘市鳥海町百宅字後山十一番一地先 左岸 同市同町百宅字同字十九番一地先	右岸 由利本荘市鳥海町百宅字後山三番三地先 左岸 同市同町百宅字同字六番地先	由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上二十四番八地先	上流端	区間
子吉川への合流点	百宅川への合流点	百宅川への合流点	百宅川への合流点	百宅川への合流点	繫沢川への合流点	百宅川への合流点	百宅川への合流点	下流端	

国土交通大臣 赤羽 一嘉

表二 利根川水系

変更		区分
新	旧	名称
温井川	温井川	名称
右岸 同市篠塚字天神八百三十二番一地先	左岸 藤岡市大字中堀向千二百八十四番地先 右岸 同市同大字千二百七十九番地先	上流端
烏川への合流点	烏川への合流点	下流端

表三 天竜川水系

指定	区分
前田川放水路	名称
前田川からの分派点	上流端
小野川への合流点	下流端

一級河川指定等告示(案)

表四 木曾川水系

区分	変更		変更		変更		区分
	新	旧	新	旧	新	旧	
名称	石田川	石田川	高野川	高野川	新堀川	新堀川	名称
上流端	右岸 同市出屋敷五百八十六番地先	左岸 同市出屋敷三百三十五番地先	左岸 同市祖父江字蒲野東四百六十七番四地先	右岸 同市三輪大字北野字石田沖千八百九十四番の一地先	左岸 同町野田新田一番の二地先	右岸 同町野田新田一番の二地先	上流端
下流端	鳥羽川への合流点	新川への合流点	天王川への合流点	新堀川への合流点	天王川への合流点	犀川への合流点	下流端

表五 斐伊川水系

区分	変更		変更		変更		廃止	指定	区分
	新	旧	新	旧	新	旧			
名称	加茂川放水路	旧加茂川放水路	東山川	東山川	後藤川	後藤川	旧加茂川	新加茂川	名称
上流端	加茂川からの分派点	旧加茂川からの分派点	右岸 同市車尾同字七百四十四番七地先	左岸 米子市車尾字一町田七百四十四番八地先	右岸 同市同町一丁目百五十五番七地先	左岸 米子市博労町二丁目百五十五番一地先	加茂川からの分派点	加茂川からの分派点	上流端
下流端	新加茂川への合流点	加茂川への合流点	加茂川への合流点	旧加茂川への合流点	加茂川への合流点	旧加茂川への合流点	斐伊川への合流点	斐伊川への合流点	下流端

備考

- 一 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 - (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであつて、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
 - (三) 区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。
- 二 これらの表中の「新」の項に掲げる地名の表示は、令和 年 月 日現在のものである。

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2
3
4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（一級河川の指定の公示）

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図